

【令和 6 年第 2 回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和 6 年 6 月 1 9 日 総務委員長 末永 直

○「議案第 9 3 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市のわがまち特例の一体型滞在快適性等向上事業の対象区域について

川崎駅周辺地区、武蔵小杉駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の 3 か所が対象区域として設定されているが、現時点ではわがまち特例の適用される対象はない。

* こすぎコアパークにおけるわがまち特例の適用状況について

本条例改正に伴うわがまち特例の対象は、本年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに新たに整備された固定資産である。こすぎコアパークは令和 3 年 10 月に竣工したため、当時の特例割合である 2 分の 1 が適用されている。

* わがまち特例の対象期間終了後の滞在快適性等向上施設等の維持について

本条例改正に伴うわがまち特例については、課税標準の特例割合を定めるものであり、期間は 5 年間である。期間終了後の滞在快適性等向上施設等の維持については、事業者の判断に委ねられている。

* わがまち特例に関する広報について

わがまち特例の対象は駅周辺地区であるため、鉄道事業者及び開発事業者等を中心に広報を行う予定である。市の都市再生整備計画及び税務のホームページ等において適切な広報を図りたい。

《意見》

* わがまち特例の対象となり得る事業者等へ適切に情報が届くように広報してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 9 4 号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 川崎市教育文化会館条例の目的を本条例に記載しなかった理由について

本条例第 1 条及び第 3 条において、社会教育法の目的及び公民館の事業を記載することで本施設を公民館として位置付けているため、川崎市教育文化会館条例の目的は本条例に記載していない。

* 川崎市教育文化会館条例に規定されている事業の担保について

本条例は川崎市市民館条例に合わせて作成しているため、川崎市教育文化会館条例における事業の条文を記載していないが、これまでの教育文化会館における実施事業に変更はなく、引き続き社会教育振興事業を適切に実施していく。

* 教育文化会館から市民館へ名称を変更した理由について

教育文化会館は、昭和 4 2 年に公民館機能に加えて、博物館・美術館機能等を有する川崎市産業文化会館として設置されたが、市内の関係施設の整備状況

に応じて役割を見直していく過程で、公民館機能のみを有する施設となっているため、本条例の制定に合わせて名称を変更した。

*** 社会教育法の条文を本条例に記載することへの考えについて**

本施設は社会教育法に基づく公民館と位置付けているため、本条例に根拠法を記載せずとも公民館の目的に基づいて適切に運営されるものと認識している。

*** 社会教育法における公民館の目的の担保について**

今後、作成する指定管理業務の仕様書において、既に指定管理者を募集している他の市民館の仕様書と同様に、「社会教育法に基づく施設」と記載することで公民館の目的を担保したい。

*** 指定管理者制度の導入に伴い削減される経費について**

令和4年度の試算では、指定管理者制度を導入することで、約6,000万円の経費が削減されることを見込んでいる。人件費の削減額が約3,300万円であり、その他として、施設維持管理費及び光熱水費等の削減を見込んでいる。

*** 大師分館及び田島分館における専門職の職員数について**

社会教育主事を大師分館に1人配置しており、司書資格保有者は大師分館に1人、田島分館に2人配置している。先行して指定管理者制度の導入手続を進めている他の市民館では、社会教育主事を1名以上配置することを仕様書に規定しているため、本施設でも同様の規定を設ける予定である。また、先行して指定管理者制度の導入手続を進めている他の図書館において、実務を行う者の50パーセント以上が司書資格を保有していることを仕様書に規定している。

*** 社会教育振興事業の継続性及び受講料について**

社会教育振興事業については、教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱に基づき、指定管理者制度の導入後も継続性を担保するよう仕様書に定めることを検討している。さらに、各区に生涯学習支援部門を設置し、モニタリングを適切に実施することで事業の継続性を担保したいと考えている。また、社会教育振興事業に関する講座の受講料は無料である。

*** 指定管理者の自主事業における講座等の受講料設定方法について**

指定管理者の自主事業については、その内容や受講料等について、市の承認が必要であることを仕様書等で定め、適正な金額設定を担保する予定である。

*** 利用料金の設定の考え方について**

利用料金については、他の市民館、教育文化会館、労働会館及びその他の類似施設の料金体系を参考にして上限額を設定した。なお、楽屋の利用料金は、ホールの利用料金に含まれている。また、1階に設置予定の市民ギャラリーについては無料のため、本条例の別表に記載がない。

*** 設備利用料の上限額が労働会館条例より高額となった理由について**

具体的に導入する設備については検討中であるため、川崎市市民館条例を参考に今般の物価上昇を踏まえて上限額を設定した結果、労働会館条例より高額となった。

*** 搬入車両の駐車料金について**

搬入車両の駐車料金については、利用者に負担が掛からないよう検討している。

*** 修繕計画の考え方について**

中長期修繕計画は、市が策定し、費用も市が負担していく予定である。また、短期の修繕計画についても市が関与していく予定である。

*** 労働資料室の条例上の記載について**

現行の労働資料室は、労働会館の機能として位置付けており、根拠条例等はない。新しく整備する本施設においても労働資料室は設置することとなるが、仕様書において労働資料室に関する事項を定めていきたいと考えている。

*** 本施設と富士見公園の関係性について**

本施設は富士見公園の敷地外となっているが、隣接しており、公園利用者が休憩場所として活用できるように、公園側をテラスとして整備する予定である。それぞれ指定管理者が異なるが、連携して運営できるように調整していきたい。

*** 災害時における本施設の位置付けについて**

地域防災計画において、区災害ボランティアセンター、避難所補完施設、津波避難施設、帰宅困難者用一時滞在施設及び川崎区の危機管理本部の代替施設として位置付けられている。

*** 想定される本施設の利用者層について**

既存の利用者に加えて、地域住民や区外の市民など幅広い層に利用してほしいと考えている。

*** 指定管理者における市内中小企業の活用の促進について**

市内中小企業の活用は大変重要であると認識しているため、仕様書において市内企業優先発注を定めるなど、市内中小企業の活用を促進することを検討していきたい。

*** 本条例における役割分担について**

本条例については、経済労働局と教育委員会の共管条例であるが、本施設の財産所管は経済労働局である。また、指定管理者の管理については、川崎区で行うこととなる。既に管理運営計画を策定し、枠組みを定めているが、指定管理者の業務範囲の明確化や市の連絡窓口等は今後協議していきたい。

*** 指定管理者の応募に関する民間事業者へのヒアリング状況について**

令和3年度に実施したサウンディング調査に応募した事業者に対して、今後、意見聴取を実施したい。

*** サウンディング調査の実施方法について**

サウンディング調査では、市民館と労働会館を合築して改修することや富士見公園が隣接していることなどを示し、民間事業者が魅力に感じる整備方法や施設の課題等について意見を聴取した。

*** 想定される指定管理者の企業形態について**

本施設に加えて、田島分館及び大師分館も併せて指定管理者を導入するため、単独の事業者からの応募だけでなく、共同企業体からの応募も想定している。

*** 仕様書作成時の留意点について**

本施設は複合施設であるため、より一層の局間連携が必要であると認識している。指定管理者の選定においては、社会教育事業及び勤労者福祉事業の専門性を有した事業者であるかを評価していく必要があるため、評価が可能となるような仕様書とすることに留意したい。

*** 社会教育委員会議における人件費に関する意見について**

社会教育委員会議では、指定管理者の導入による人件費の削減について懸念が示されたが、作業報酬下限額を下回らないことを市が確認することを説明し、了承を得た。

*** 本市における特定業務委託契約の作業報酬下限額について**

本市における特定業務委託契約の作業報酬下限額は、1, 162円である。

*** 専門性のある職員を雇用するための担保について**

専門性のある職員を指定管理者が雇用するには、適切な指定管理料を支払うことが重要であると考えているため、今後、関係局と協議していきたい。

《意見》

* 本施設が社会教育法に基づく公民館であることを仕様書に明記してほしい。

* 短期・中期・長期の修繕計画をそれぞれ市が関与しながら適切に策定してほしい。

* 本施設は2つの施設を合築した施設であり、これまでの施設より面積が小さくなるため、市民サービスの低下を招かないように市として課題を整理してほしい。

* 幅広い層に利用してもらうためには本施設へのアクセスの課題を解消することが重要であるため、アクセス方法の周知を丁寧に行ってほしい。

* 指定管理者の年度報告や中間報告において、市内中小企業の活用状況について評価してほしい。

* 本施設の改修工事における入札不調等に関する総括を実施し、市民への説明責任を果たしてほしい。

* 指定管理者制度の導入によって経費が削減され、人件費が少なくなることで、専門性を持った職員の雇用が担保されないことを懸念している。また、川崎市教育文化会館条例に規定されていた目的が本条例に記載されておらず、社会教育振興事業が継続して実施されるか不透明である。仕様書では「社会教育法に基づく施設」と示す予定とのことだが、指定管理者の更新時は仕様書が変更される可能性があり、条例に明記されなければ一貫性は担保できないと考えているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第105号 川崎市土地利用審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第115号 令和6年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 入札不調に伴う自然教室における就学援助費の支給について**

入札不調により自然教室の行き先が富士緑の休暇村に変更となった西中原中学校については、保護者負担が他の学校に比べて約 1 万円、高くなっている。全生徒の約 10 パーセントが就学援助費の支給対象であり、自然教室における就学援助費の支給額については、自然教室の在り方と併せて今後検討していく。

*** 保護者負担額の増加への対応について**

入札不調により自然教室の行き先が変更となる学校があるが、保護者負担額の増加により生徒が自然教室に参加できなくなることがないように、関係局と調整していきたい。

《意見》

- * 西中原中学校については、保護者負担額と就学援助費の乖離が大きいため、自然教室に参加できなくなることがないように適切に対応してほしい。
- * 今後の自然教室の方向性を取りまとめる予定と聞いているため、検討状況と併せて就学援助についても議会へ報告してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決